

利用者の負担は、かかった費用の1割～3割です。

利用者負担(1割～3割)の判定について

- 負担割合の判定は、65歳以上の方(第1号被保険者)個人単位で行います。
- 3割負担となる方(平成30年8月から)は、65歳以上の方で、合計所得金額(※1)が220万円以上、かつ同一世帯(※2)内の65歳以上の方の「年金収入(※3)とその他の合計所得金額(※4)」の合計が単身で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上の場合です。
- 2割負担となる方は、65歳以上の方で、合計所得金額(※1)が160万円以上、かつ同一世帯(※2)内の65歳以上の方の「年金収入(※3)とその他の合計所得金額(※4)」の合計が単身で280万円以上340万円未満、2人以上の世帯で346万円以上463万円未満の場合です。
- 1割負担となる方は、65歳以上の方で、同一世帯(※2)内の65歳以上の方の「年金収入(※3)とその他の合計所得金額(※4)」の合計が単身で280万円未満、2人以上の世帯で346万円未満の場合です。また、第2号被保険者(64歳以下)の方、生活保護を受けている方、市町村民税非課税の方についても、1割負担となります。
- 第2号被保険者が65歳に到達した際は「一定以上所得のある方」に該当するか確認をし、該当する方は翌月から2割負担または3割負担となります。
- なお、負担割合が2割負担または3割負担になった方でも、月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額サービス費等(詳細は31ページ)が支給(払い戻し)されますので、全ての方の負担が2倍または3倍になるわけではありません(高額サービス費等の受給には別途申請が必要です)。

※1 合計所得金額とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、土地・建物等の譲渡所得(特別控除前)、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得(繰越控除前)も含まれます。ただし、平成30年8月以降の期間に対して決定される負担割合を判定する場合、合計所得金額は、次の額を控除した額とします。

a. 租税特別措置法上の、土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額

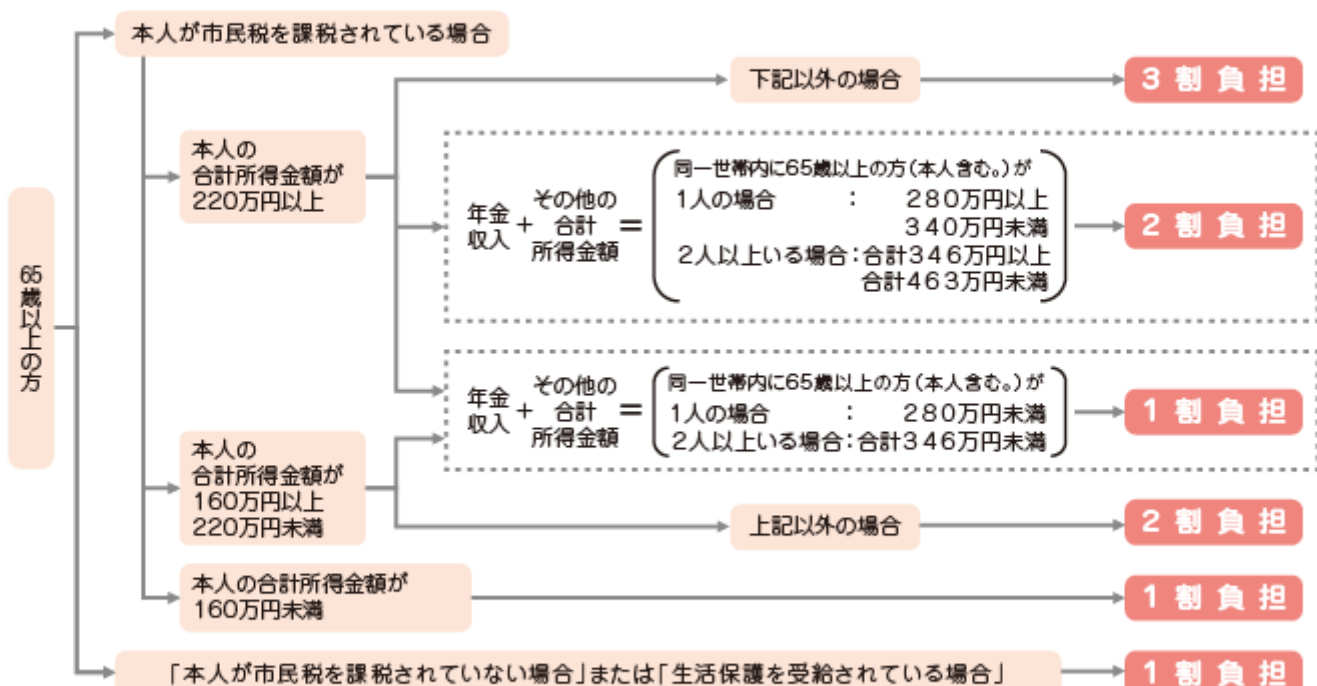
b. 本人が市町村民税非課税の場合、公的年金収入に係る雑所得(公的年金の所得)

※2 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。

※3 「年金収入」に非課税年金(遺族・障害年金等)は含まれません。

※4 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

《利用者負担の判定の流れ》



保険給付
(9割～7割)
利用者負担
(1割～3割)



介護保険サービスを利用したときは、費用の1割～3割を利用者が負担します。なお、その他日常生活費などは全額利用者が負担するとともに、施設に入所(短期入所も含む)したときは食費・居住(滞在)費、通所サービスを利用したときは食費も基本的には全額利用者が負担します。

利用者負担の割合(1割・2割・3割)が記載された「介護保険負担割合証(ミドリ色)」を交付いたします。

交付対象者

介護保険負担割合証は、要介護(要支援)認定を受けている方、総合事業の事業対象者の確認を受けている方(詳細は13・14ページ)全員に交付いたします。なお、要介護(要支援)認定を受けていない方、総合事業の事業対象者の確認を受けていない方については、新規に要介護(要支援)認定、総合事業の事業対象者の確認が決定された際に交付いたします。

介護保険負担割合証の使い方

介護サービスの利用時やケアプランの作成時には、お手持ちの「介護保険被保険者証(ピンク色:3・4ページ参照)」と一緒に「介護保険負担割合証(ミドリ色)」をご提出ください。

提出先

介護サービスを利用するとき ➡ 介護サービス事業者、介護保険施設など
ケアプランを作成するとき ➡ ケアマネジャー

介護保険負担割合証の有効期間

介護保険負担割合証の有効期間は、基本的に「当年8月1日～翌年7月31日」までの1年間です。なお、有効期間の途中で世帯員の転出入などがあった場合には、利用者負担割合が変更となることがあります。

介護保険負担割合証の交付方法

要介護(要支援)認定を受けている方、総合事業の事業対象者の確認を受けている方に対しては、毎年7月に前年の所得状況等により利用者負担割合の判定を行い、有効期間が8月から翌年7月までの介護保険負担割合証を郵送いたします(申請手続きの必要はありません)。

介護保険負担割合証の見本

表

介護保険負担割合証	
交付年月日 30年 8月 1日	
被 保 険 者	番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
	住 所 札幌市中央区北1条西2丁目
	フリガナ カイゴ タロウ
	氏 名 介護 太郎
	生年月日 明治・大正・昭和 5年 5月 5日 性別 (男)・女
利用者負担の割合	適用期間
1割	開始年月日 平成 30年 8月 1日 終了年月日 平成 31年 7月 31日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	0 1 1 0 1 5 札幌市中央区南3条西11丁目 札幌市中央区 電話番号011-231-2400

裏

注 意 事 項
一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスの利用に要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。)
三 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
六 利用時支払額を三割または四割とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

利用者の負担が多くかかったときは、申

高額サービス費

1割～3割の利用者負担が多くかかったときは、高額サービス費が給付（払い戻し）されます。

- 介護保険のサービス（総合事業の訪問型サービス・通所型サービスも含まれます。詳細は18ページ）を利用した場合に支払う利用者負担額が一定の上限額を超えたときは、申請により、その超えた額が高額サービス費（総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを利用した場合は高額介護予防サービス費相当事業費）として給付されます。
- なお、この場合の利用者負担額には、施設等における食費・居住（滞在）費、日常生活費・その他保険給付外のサービスに係る費用・福祉用具購入や住宅改修に係る利用者負担分は含まれません。
- 同一世帯に介護保険サービス利用者（総合事業の訪問型サービス・通所型サービスも含まれます。）が複数いる場合は、世帯全員の利用者負担額を合算することができます。

[高額サービス費の利用者負担上限額]

利用者負担段階		利用者負担上限額	
		個人の場合	世帯合算の場合
第1段階	生活保護を受給している方、 世帯全員が市町村民税非課税で、 老齢福祉年金を受給している方	15,000円/月	24,600円/月 (※3)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の公的年金収入額(※1)と 合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の方		
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 利用者負担段階が第1・第2段階以外の方	24,600円/月	
第4段階	第1～3段階及び第5段階以外の方 ※同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方も含む。) の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定	44,400円/月	44,400円/月
第5段階	同一世帯内の第1号被保険者に 現役並み所得者(課税所得145万円以上)がいる方	44,400円/月	44,400円/月

- (※1) 公的年金収入額には遺族・障害年金などの非課税年金は含まれません。
- (※2) 合計所得金額とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、土地・建物等の譲渡所得（特別控除前）、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得（繰越控除前）も含まれます。ただし、平成30年8月以降の期間に対して決定される高額サービス費を判定する場合、合計所得金額は、次の額を控除した額とします。なお、合計所得金額がマイナスの場合は「0円」として計算します。
- a. 租税特別措置法上の、土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額
 - b. 本人が市町村民税非課税の場合、公的年金収入に係る雑所得（公的年金の所得）
- (※3) 第1段階の世帯負担上限額は、個別に異なる場合がありますので、区役所保健福祉課にご確認ください。

- 利用者負担段階が、第4段階の方について（平成29年8月から）
平成29年8月から第4段階の利用者負担上限額（月額）が37,200円から44,400円に引き上げられましたが、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方も含む。）の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円（37,200円×8月から翌年7月までの12か月）の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにいたします（3年間の時限措置）。
- 利用者負担段階が、第5段階の方について
年間の自己負担額の合計額が446,400円を超えており、同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方も含む。）の利用者負担割合が1割の世帯かつ世帯内の第1号被保険者の収入が「一人のみの場合383万円」、「2人以上の場合520万円」に満たない場合は、年間446,400円（37,200円×8月から翌年7月までの12か月）の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにいたします（3年間の時限措置）。

申請手続き

- ・「介護保険基準収入額適用申請書」に、前年度収入がわかる書類（公的年金等の源泉徴収票、給与所得の源泉徴収票、確定申告書の写しなど）を添付して申請してください。
- ・毎年11月頃、対象と思われる候補世帯に対して、「介護保険基準収入額適用申請書」を送付いたします。

請により払い戻しされる制度があります。

高額医療合算介護サービス費

1割～3割の利用者負担が多くかかったときは、高額医療合算介護サービス費が給付(払い戻し)されます。

- 1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の医療保険各制度(職場の健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度)を利用した際に支払う利用者負担額と、介護保険のサービス(総合事業の訪問型サービス・通所型サービスも含まれます。詳細は18ページ)を利用したときに支払う利用者負担額の合算額が、一定の上限額を超えたときは、申請により、その超えた額が高額医療合算介護サービス費(総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを利用した場合は高額医療合算介護予防サービス費相当事業費)として給付されます。
- なお、この場合の利用者負担額には、施設等における食費・居住(滞在)費、日常生活費・その他保険給付外のサービスに係る費用・福祉用具購入や住宅改修に係る利用者負担分は含まれません。
- 原則として、基準日時点(7月31日)に加入する医療保険各制度の窓口を支給申請を行うこととなります。

[限度額]

所得区分 (課税所得金額) ※職場の健康保険に加入している方の場合、区分は異なります。		<70歳以上の方がいる世帯> ●後期高齢者医療制度+介護保険 ●職場の健康保険または国民健康保険+介護保険(※1)		<70歳未満の方がいる世帯> 職場の健康保険または国民健康保険 + 介護保険(※2)	
		～平成30年7月	平成30年8月～		
現役並み所得者	690万円以上	67万円	212万円	212万円	
	380万円以上～690万円未満		141万円	141万円	
	145万円以上～380万円未満		67万円	67万円	
一般	145万円未満(※4)	56万円	56万円	60万円	
市町村民税 非課税	低所得Ⅱ	31万円	31万円	34万円	
	低所得Ⅰ	19万円(※3)	19万円(※3)		

- (※1-2) 対象となる世帯に高齢受給者(70歳～74歳)と70歳未満が混在する場合には、
①まずは高齢受給者に係る自己負担合算額に(※1)区分の限度額が適用された後、
②なお残る負担額と70歳未満の自己負担額を合算した額に(※2)区分の限度額が適用されます。
- (※3) 低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、合算限度額19万円が高額サービス費の限度額(年間約30万円)を下回るため、低所得Ⅱの合算限度額が適用されます。
- (※4) 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む



その他、所得の低い方などに対して、

特定入所者介護サービス費

- 介護保険施設に入所(短期入所を含む)している下表に掲げる所得の低い方で一定以上の資産がない場合は、申請により、食費・居住(滞在)費の負担限度額と基準費用額の差額が特定入所者介護サービス費として給付されます。
- ただし、利用者負担額が基準費用額を超えないときは、実際に負担した費用と負担限度額の差額が給付されます。なお、通所サービスは対象になりません。

〈手続きについて〉

- 区役所に申請を行い「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。
- 介護保険施設に「介護保険負担限度額認定証」を提示し、利用者は負担限度額を支払います。
- 特定入所者介護サービス費は、札幌市から保険給付として介護保険施設に支払います(現物給付)。

【特定入所者介護サービス費の基準費用額及び負担限度額(日額)】

単位:円

利用者負担段階	食費		居住(滞在)費		
	基準費用額	負担限度額	区分	基準費用額	負担限度額
【第1段階】 生活保護を受給している方、世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で一定以上の資産がなく、老齢福祉年金を受給している方	1,380	300	ユニット型個室	1,970	820
			ユニット型個室的多床室 従来型個室(特養以外)	1,640	490
			従来型個室(特養)	1,150	320
			多床室(特養)	840	0
			多床室(特養以外)	370	0
【第2段階】 世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の方	1,380	390	ユニット型個室	1,970	820
			ユニット型個室的多床室 従来型個室(特養以外)	1,640	490
			従来型個室(特養)	1,150	420
			多床室(特養)	840	370
			多床室(特養以外)	370	370
【第3段階】 世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、利用者負担段階が第1・第2段階以外の方	1,380	650	ユニット型個室	1,970	1,310
			ユニット型個室的多床室 従来型個室(特養以外)	1,640	1,310
			従来型個室(特養)	1,150	820
			多床室(特養)	840	370
			多床室	370	370

(※1)住民票が別世帯となっている場合及び婚姻届を出していない事実婚の場合を含みます。

(※2)合計所得金額とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、土地・建物等の譲渡所得(特別控除前)、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得(繰越控除前)も含みます。ただし、平成30年8月以降の期間に対して決定される利用者負担段階を判定する場合、合計所得金額は、次の額を控除した額とします。なお、合計所得金額がマイナスの場合は「0円」として計算します。

- a. 租税特別措置法上の、土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額
- b. 本人が市町村民税非課税の場合、公的年金収入に係る雑所得(公的年金の所得)

- 一定以上の資産の要件
 預貯金等の資産が一定額(配偶者がいない場合は1,000万円、配偶者がいる場合は2,000万円)を超えた場合は給付対象外となります。

〈預貯金等の範囲〉

- ・預貯金(普通・定期)、有価証券(株式、国債、地方債、社債など)、金及び銀、投資信託、現金の合計から、負債(借入金、住宅ローンなど)を引いた差額により判定を行います。



費用が軽減される制度があります。

●非課税年金(遺族年金と障害年金)について

利用者負担段階の判定に用いる収入には、課税年金(老齢年金など)の収入に加え、非課税年金(遺族年金と障害年金)の収入を含めて判定することになります。

<非課税年金に含まれるもの>

国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指し、具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金(遺族基礎年金、障害厚生年金など)のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

<非課税年金に含まれないもの>

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

●申請の方法

- ・預貯金等については、基本的にはご本人の自己申告に基づいて判定します。
- ・非課税年金については、原則は年金保険者から札幌市へ非課税年金の受給額が通知されますが、より正確に把握するために、受給している非課税年金の種別の申告をお願いします。
- ・申請する際には、介護保険負担限度額認定申請書のほか、通帳の写しや証券会社の口座残高の写しなど、資産等の確認ができる書類の添付が必要となります。
- ・介護保険負担限度額認定のために必要がある場合、札幌市から官公署、年金保険者などの関係機関に対して、照会することに同意していただく必要があります。
- ・虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額に加えて、支給された額の最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

●所得要件や資産要件に該当して負担軽減の対象外になった方でも、年度の途中において該当しなくなった場合は、その時点からの申請により負担軽減の対象となります。

●市町村民税課税層の特例減額措置について

市町村民税課税世帯で負担軽減の対象外になった方でも、次の要件のすべてに該当する方は、申請をすることで、第3段階の負担軽減を受けることができます。

- ・2人以上の世帯の方(住民票が別世帯となっている配偶者も人数に含む)
- ・世帯及び配偶者の年間収入の合計額から施設の利用者負担(介護サービスの利用者負担、食費、居住費)の見込額の合計額を除いた額が80万円以下
- ・世帯及び配偶者の現金、預貯金等の合計額が450万円以下 など

※短期入所(ショートステイ)の場合は適用されません。

[社会福祉法人利用者負担額減額]

社会福祉法人などから下記のサービスを受けるとき、特に生計が困難な方については利用者負担、食費、居住(滞在)費及び宿泊費が減額される場合があります。

社会福祉法人などが実施する以下のサービス

介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、訪問介護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、総合事業の訪問型サービス・通所型サービス

[経過措置による利用者負担軽減]

旧措置入所者の利用者負担の特例

平成12年3月31日までに特別養護老人ホームに入所した方で、引き続きその施設に入所されている方。利用者負担が旧措置による入所中の費用徴収額を基本的に上回らないように、1割~3割の利用者負担と食費・居住費を軽減します。

障がい者ホームヘルプサービス利用者の支援措置

低所得世帯であって障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用において境界層該当として定率負担額が0円である方で、65歳到達前の1年間に障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方などについては、サービスの利用者負担割合が0%(全額免除)となります。